

## 基本条例案等説明会での質疑応答一覧の掲載について

平成25年4月27日に開催いたしました「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)」等説明会におきまして、参加された皆様から頂きましたご質問及びそれに対する回答を、以下のとおりまとめましたのでご報告いたします。

5月17日まで実施いたしておりますパブリックコメントの参考としていただけましたら幸いです。

平成25年5月8日

生駒市議会

質 問	回 答
<b>【前文】</b>	
8 行目の「責任」、13 行目の「責務」14 行目の「説明責任」の用語の妥当性について、「義務」ではダメか？	「責務」の中には「責任」と「義務」という概念両方が含まれている。
14 行目「情報公開」について、市民にとって、広報など与えられる情報のみでは不十分と思えるが、原則すべての情報が市民に開かれていて、市民の主体的な判断において市民は情報を入手することができるという意味を含んでいるのか？	議会が持つ情報は提供するのが原則。積極的に提供させてもらうという意味。
<b>【第 4 条】</b>	
第 2 項の会議日程の公表は、全市民に周知されているか？	定例会は一年先まで開催案内をしているし、特別委員会や全員協議会も原則として一週間前にはホームページでお知らせしている。
第 2 項について、委員会からの求めに関わらず請願者が希望すれば無条件で説明、議員からの質問に対する回答の機会を保障しないのはなぜか？具体的に明文化すべきではないか？ (複数質問あり)	議会改革特別委員会でも請願者が希望すれば議会で発言すべきとし、解説の「委員会で求められれば」について「請願者が希望すれば」に改めるべきではないかという発言もあった。しかしが、その一方で、これまで請願者の発言はなかったが、請願者が自由に意見を述べるのが目的ではなく、請願の内容を慎重に審査することを目的として規定すべきとなり、参考人制度を用いてする場合は付託先の常任委員会におけるプロセスを踏まえるという議論を経て明記されなかった。 「審議又は審査」の質問に答える中で、請願者は具体的に趣旨説明をすることができる。

**【第6条】**

市民懇談会で意見交換を行うとあるが、各議員一人一人の意見を市民が聞くことができるのか？これまでの議会主体の会では実現できていないが。

今年の市民懇談会においても議員個々の意見を聴きたいという意見も寄せられている。十分ではないかもしれないが、アンケート結果を踏まえて今後改善を図っていくべきと考えている。

※市民懇談会の目的は、市政の現状、市議会の審議結果とそれに至る経過を市民に報告するとともに、市民の意見・声を聞き、質疑・政策立案など議会を通して市政に反映させること、意見交換による相互理解・認識の向上を議員個人としてではなく、議会全体として行うもので、そこに重要性がある。

**【第7条】**

「情報共有」について、提供する側（行政）は都合の悪い情報は出さないとも限らず、提供された情報を共有するだけでは不十分ではないか？市民と議会、市民と執行機関の関係においても同じ。

行政に対して情報提供を義務づけることも検討したが、議会の条例であることから行政に対して義務を課すところまでは難しいことから、議案審査に必要な情報を求めることとした。「市民と議会」の関係においては、できるだけ情報公開していくことが必要と認識しており、その努めを規定した。

**【第12条】**

前文では「議員相互の闊達な議論を通して」とあるが第12条2項では「必要に応じて」となっている。「討議」をなぜ基本として定めないのであるか？

1項で「討議を基本に運営」としている。  
2項では、その上で当該議案に対して異論がない場合もありうるので、「討議」は必要に応じてということにした。

【第13条】

反問権、反論権に関する条文がない。

生駒市は県内では改革が進んでいるといわれる中で、改革を後退させるような反問権を採用しない理由は何か？

第9条で市長等による政策の説明は細かく規定しながら市長からの質問は趣旨確認のみ。これで十分な政策議論ができるか疑問。本音は尻込みしていると思えない。

市長に反問権を与えることにより議員は政策提案に基づく質問をすることになる。これがなければ二元代表制、「対等」と言えない。(複数質問あり)

趣旨確認の質問では意味がない。質問者に対案を問いたず「反問権」を認めことで活発な議論の応酬が期待できる。議員は自ら勉強し建設的な提案をすることができる政治活動スタンスを持っていただきたい。理事者との情報量の違いは言いわけ。

市民懇談会のアンケートで反問権について意見を書いたところ、議長名で「議会と行政とが対等に議論を行うためには、行政が把握しているすべての情報を議会が把握している必要があるが、それができない中で反問が行えることになると、行政の監視が十分に行えない」という回答をいただいた。

①対等とは行政にも反論する機会を与えることで実現するものではないか。対等を実現するために反問を認めないというのは本末転倒ではないか？

②第7条第3項で市長等と情報共有することを義務付けているのなら反問を認めない前提条件自体がなくなるように思う。行政と同程度の情報を

○上牧町では書かれていると新聞にはあったが、上牧町の基本条例の反問権は、第7条第2号に「論点をわかりやすくする」、解説では、「原則として説明員であり、質問できないが」、「論点、争点を明確にするときに限って」とあり、内容的には生駒で規定しているものと同じで、「反問」という言葉を使っているだけと解釈している。

※趣旨確認の質問により、質問と答弁がかみ合い、政策議論も深まる。その上で十分か否かは、「反問権」以前の議員の調査・研究による。

○二元代表というのは制度上別々に選挙で選ばれるということで、市長に反問権があるかどうかとは無関係である。質問とは、行政監視機能に関する重要な権限。議員の仕事は、質問しチェックすることが第一義。その上に政策提言もしようということ。ただ、それをやるに当たって、反論権を与えることは別と判断。

※質問とは、市政全般にわたる市長（理事者）への質問であり、これは二元代表制における議員の行政監視機能を担保する重要な権限である。ここには、議員のチェック機能こそが求められているのであり、このことから本来理事者側の「反問権」は必要というわけではない。その上で、第8条第1項において議会が「積極的に政策立案及び政策提言」を行うことを規定し、「反問権」の有無に関わらず、建設的な政策提案をすることを規定しているとともに、それをしている議員はいる。

○情報量格差というのは著しいものがあり、市長（理事者）は、市政運営に関するすべての資料・情報等をリアルタイムで把握しているという、圧倒的優位の立場にある。この優位性は質問の事前に調査して埋まる程

集めることは不可能ではない、なぜできないと決めつけるのか？

③反問権を導入すると行政に対する監視が十分に行えないという理由がわからないので説明を。情報量格差がある方が行政監視が不十分になるのではないか。

④反問権を導入することで議員の資質向上にもつながると思うがどうお考えか？

度のものではない。行政は全てを示してくれないので対等には決してなれない。前文における「対等」というのは制度における「対等」であって、情報量の対等ではない。事前調査しても行政がもつ情報に及ばない。なお、山下市長は、反問権はないが、反問どころかときどき反論もする。今のところ、自動的に止めるということはない。

※第7条第3項の規定は議会に対する規定であり、情報を「共有」できる保障はない。

○議会にとって行政を監視することが主要な機能の一つ。過去の経験を踏まえれば、質問そのものに答えないために反問するという反問権の使い方も想定され、これでは「監視が十分に行えない」ということで申し上げた。(情報量格差があるとは、行政と比較して議会に情報量が圧倒的に少ないということであり、このことは行政監視が不十分になる原因となり得る。)

○反問権は政策議論を行うための反問権というふうに理解するが、まずは議員が質問能力を高める必要がある。

<b>【第 15 条】</b>	
調査機関の構成を学識経験を有する者や議員等としているが、公募市民の参加は認められないのか？またその理由は？行政設置委員会は公募市民参加を実現しているが、行政と議会の違いの説明を。	本条の調査機関は、あくまで専門的知見を活用するためのもの。市民であるかどうかは問われていない。専門的知見を有する市民が委員になることはあるが、それは結果であり市民であるか否かは問われない。行政側の審議会には公募委員があるが、議会の場合は議員そのものが市民の代表として行政の審議会における市民公募委員の役割も果たすのだから。ここが行政設置と議会設置での違いであると考え。だからといって、市民の意見を聴かないということではない。あくまで、市民の意見を聴くことは本条の目的外というだけ。市民意見の聴取は、ほかの制度によって構築する。
<b>【第 18 条】</b>	
議員定数の変更は財政事情だけに依存しないのは当然として「市政の」がかかる範囲が明確でない。接続詞を適当に使用すべきであるが、どう考えるか。	貴重な意見として精査したい。
「市民の意見等も十分に考慮する」とあるが、議会のサイズを決める重要性から、意見聴取の制度的保障が明文化される必要がある。議会主催の公聴会開催を明文化、具体化すべきと考えるがどうか。	議員定数の改正にあたっては代議制民主主義を適正に機能させるためにも、この条例に規定する市民懇談会等でみなさまの意見をお聞きすることが必要と考える。
<b>【第 19 条】</b>	
会派は複数の議員で構成する団体とあるが、2名以上で会派を構成できるのか？	本市議会ではできる。
<b>【第 21 条】</b>	
議員不祥事に議員資格失墜条項を追記すべき。	政治倫理条例第 13 条、第 14 条に規定がある。議会基本条例においては定めずに、そちらに委ねる。

【全体】	
この条例案は議会、議員として当たり前のことしか書かれていないと思われるが、当市議会として誇れる条例、条項はあるか？（複数質問あり）	胸を張れる条例かどうかは我々が自己評価すべきものではなく、みなさまからご評価いただくべきものと思っている。さまざまな議会の条例を検討し、実効性が担保されていないものもあるなかで、われわれは確実にできるものをこなししていこうという趣旨で規定している。そのため毎年、少なくとも1回は見直ししていこうということも規定している。そのため、当たり前のことということになっているが、危機管理について規定している議会は少ない。
なぜ6月議会であわてて決める必要があるのか？	あくまで、定例会開催月に合わせているということ。6月限定ではなく説明会、パブコメ等で意見聴取しながら慎重に進めていく。
議長、副議長の選出においては立候補制を採用すべきである。	審査の結果、現行法では立候補以外から選んでも問題なく、立候補者から必ずしも選ばれるわけではないので基本条例のなかで定めていくのはどうか？という意見が多かった。確実に実行できるものとどめた。
パブリックコメントが4月18日から始まっているが、なぜ10日経過した今説明会を開催したのか？どうしてそれ以前に開催しなかったのか？今までどのようなコメントが寄せられているか？	資料を読み込んでいただくための時間も必要という判断で作為的なものではない。パブコメ期間の前半部分で開催したいという意図。これまで寄せられている意見の内容としては、反問権、定数報酬の件、基本条例の実効性について。また、議決事件化条例については、行政が決めたものをなぜ議会が議決対象にするのか？というものがある。

【その他】	
この条例がない現在、市議会会議規則等のルールにもとづき運営されていると考えるが、基本条例で新しく規定されたもの、修正されたもの等わかりやすい資料を作成してもらわないと市民には何が改革されたかわからない。	
議員の心構えを質問したい。	本条例案に関することではないため回答しかねる。
新聞報道に市長からの要望に対して全て無視をする返事であったが、それは何事か。どうしてもっと自分達の意見を出すことができないのか？	市長から申し入れのあった全ての事項に対して、議会として協議し、現行通りの対応とすることと決定した。例えば、本会議・委員会の開催時間の30分又は1時間の前倒しについては、従来から急ぎよ本会議・委員会の前に市長等理事者側から議案説明会等の会議が入ることがあることから対応できない。また、契約案件について一定金額以下の契約変更を専決処分とすることについては、議会のチェック機能を果たすために専決処分を極力減らす必要があることから現行のままとする。このように、現行通りとした相応の理由がある、それぞれ理由を添えて回答した。